新旧対照表（千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

|  |  |
| --- | --- |
| 改正前 | 改正後 |
| 千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 | 千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 |
| 目次（略）  第１章～第３章（略）  第４章　運営に関する基準  （内容及び手続の説明並びに同意）  第７条（略）  ２（略）  （１）（略）  （２）**磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物**をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法  ３～６（略）  第８条～第１８条（略）  （必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）  第１９条　介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、**協力病院**その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。  ２～４（略）  第１９条～第２５条（略）  （管理者による管理）  第２６条　介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、**同一敷地内にある**他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年千葉市条例第６５号）第１３０条第４項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同条例第１５１条第４項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。  第２７条～第３３条（略）  **（協力病院）**  第３４条　**介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。**  （新設）  （新設）  （新設）  （新設）  **２**（略）  （掲示）  第３５条　介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、**協力病院**、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項  を掲示しなければならない。  ２　介護医療院は、**前項に規定する事項**を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**同項**の規定による掲示に代えることができる。  （新設）  第３６条～第４０条の２（略）  （新設）  第４１条・第４２条（略）  第５章　ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準  第１節・第２節（略）  第３節　運営に関する基準  第４６条～第５１条（略）  （勤務体制の確保等）  第５２条（略）  ２～４（略）  （新設）  **５**（略）  第５３条～第５４条（略）  （電磁的記録等）  第５５条　介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１０条第１項（第５４条において準用する場合を含む。）及び第１３条第１項（第５４条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録**（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）**により行うことができる。  ２（略）  以下（略） | 目次（略）  第１章～第３章（略）  第４章　運営に関する基準  （内容及び手続の説明並びに同意）  第７条（略）  ２（略）  （１）（略）  （２）**電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第５５条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）**調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法  ３～６（略）  第８条～第１８条（略）  （必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）  第１９条　介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、**協力医療機関**その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。  ２～４（略）  第１９条～第２５条（略）  （管理者による管理）  第２６条　介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、　　　　　　　　他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年千葉市条例第６５号）第１３０条第４項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同条例第１５１条第４項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。  第２７条～第３３条（略）  **（協力医療機関等）**  第３４条　**介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、****次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。****ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。**  **（１）入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。**  **（２）当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。**  **（３）入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。**  **２　介護医療院は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。**  **３　介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。**  **４　介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。**  **５　介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。**  **６**（略）  （掲示）  第３５条　介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、**協力医療機関**、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項**（以下この条において単に「重要事項」という。）**を掲示しなければならない。  ２　介護医療院は、**重要事項**を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**前項**の規定による掲示に代えることができる。  **３　介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。**  第３６条～第４０条の２（略）  **（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）**  **第４０条の３　介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。**  第４１条・第４２条（略）  第５章　ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準  第１節・第２節（略）  第３節　運営に関する基準  第４６条～第５１条（略）  （勤務体制の確保等）  第５２条（略）  ２～４（略）  **５　ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。**  **６**（略）  第５３条～第５４条（略）  （電磁的記録等）  第５５条　介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１０条第１項（第５４条において準用する場合を含む。）及び第１３条第１項（第５４条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録  により行うことができる。  ２（略）  以下（略） |
|  |  |

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。